5 南 監 第 4 5 号 令和5年11月21日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監查委員 川面 通夫南丹市監查委員 谷尻 昌史

財政援助団体等監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第11項の規定に 基づき、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次の とおり提出します。

記

第1 監査の概要

1 監査の種別

財政援助団体等監査(財政援助団体監査、出資・出捐団体監査、公の施設の 指定管理者監査)

2 監査の目的

補助金・交付金等の財政的援助を行っている団体、出資・出捐団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査した。

3 監査の実施期間

令和5年7月3日(月)から令和5年10月31日(火)まで

4 監査の対象

- (1) 公益財団法人南丹市情報センター
- (2) 公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
- (3) 公益財団法人園部町農業公社

5 監査の範囲

財政援助団体補助金等の交付目的に沿って、事業の執行がされ

ているか。

出資・出捐団体 団体の設立目的に沿って、組織が運営されている

か。

公の施設の管理団体 公の施設の設置目的に沿って、施設が管理されて

いるか。

6 監査の方法

監査の対象となった担当課から事前に提出された財政的援助を行っている団体、出資・出捐団体及び公の施設の管理団体の資料に基づき、出納その他の事務の執行について聴取するとともに、関係書類の提示を求め監査を実施した。

第2 監査経過及び監査結果

1 公益財団法人南丹市情報センター

監 査 日 令和5年7月11日(火)

監査内容 令和4年度(事業年度令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の事業報告書、決算関係資料等に基づき、市関係職員同席により、南丹市情報センター事務局長から事務事業の執行状況を聴取し、出捐団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 所期の事業目的に沿って執行されており、財政的援助、出捐団 体、指定管理委託に係る出納その他の事務も適正に処理されているものと認められた。

2 公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター

監 査 日 令和5年7月14日(金)

監査内容 令和4年度(事業年度令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の事業報告書、決算関係資料等に基づき、市関係職員同席により、南丹市福祉シルバー人材センター事務局長から事務事業の執行状況を聴取し、出捐団体の設立目的に沿った事業運営がされているか監査した。

監査結果 所期の事業目的に沿って執行されており、財政的援助、出捐団 体に係る出納その他の事務も適正に処理されているものと認めら れた。

3 公益財団法人園部町農業公社

監 査 日 令和5年7月20日(木)

監査内容 令和4年度(事業年度令和4年1月1日から令和4年12月 31日まで)の事業報告書、決算関係資料等に基づき、市関係職 員同席により、園部町農業公社事務局長から事務事業の執行状況 を聴取し、出捐団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、 また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監 査した。

監査結果 所期の事業目的に沿って執行されており、財政的援助、出捐団 体、指定管理委託に係る出納その他の事務も適正に処理されているものと認められた。